

第 2 期三田市子ども・子育て支援事業計画の中間年見直しについて

(1). 概要

「子どもの夢と未来が輝くまちさんだ」を実現することを目的に、令和 2 年度に「第 2 期三田市子ども・子育て支援事業計画」を策定した。計画には、計画期間中の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと、それに対応するための確保方策の数値を明記し、待機児童等の解消に向けた取り組みを推進しているところである。令和 4 年度に計画の中間年を迎えるため、これらの数値の見直しを行い、今後の施策につなげていく。

※第 2 期三田市子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法第 61 条で規定)
計画期間:令和 2 年度～令和 6 年度

(2) 見直しの対象

第 6 章 子ども・子育て支援法に基づく事業計画 (計画 P50～60)

(3). 見直しの方法

① 教育・保育

市町村計画策定時の「量の見込み」と令和 3 年度実績を比較し、10%以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要と判断し、それに基づく見直し作業を行うこととする。なお、形式的には上記の場合に該当するものの、既に計画を見直している場合や、該当しなくとも将来的に乖離を生じうる潜在的な要因を持つ場合などもあるため、見直しの要否については、市町村の事情を踏まえて検討すること。(令和 4 年 3 月 18 日付け内閣府事務連絡)

② 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業については、教育・保育の「量の見込み」の見直しに併せて、計画見込と乖離が見られる事業について、同様の方法で見直しを行う。

●対象事業

- ①放課後児童健全育成事業、②時間外保育事業、③子育て短期支援事業 (ショートステイ)
- ④地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば)、⑤一時預かり事業 (保育所等)、⑥一時預かり事業 (幼稚園型)、⑦病児保育事業、⑧ファミリーサポートセンター事業、⑨利用者支援事業、⑩妊婦健康診査、⑪乳児家庭全戸訪問事業、⑫養育支援訪問事業

(4). 今後のスケジュール (予定)

- ・ 7 月 29 日 第 1 回子ども審議会 (諮問等)
- ・ 8 月 26 日 第 2 回子ども審議会 (見直し後の量の見込、確保方策について審議等)
- ・ 10 月 第 3 回子ども審議会 (最終案・答申案)
- ・ 11 月 答申
- ・ 12 月 議会に提案